

# 令和7年度障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和7年度障害者等の文化芸術活動を支える拠点づくり事業業務

## 2 事業の目的

滋賀県では、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）を策定し、「誰もが自分らしく文化芸術に親しみ、人と人がつながる滋賀」を基本目標に掲げ、障害者の文化芸術活動の推進に取り組んでいる。

滋賀県内の文化施設における手話通訳やバリアフリー日本語字幕、音声ガイドなど、障害のある人に対する鑑賞サポート等の情報保障の実施状況は低いため、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に親しむ環境を充実させていく必要がある。

本事業は、滋賀県と公益財団法人びわ湖芸術文化財団（以下「財団」という。）が、市町の文化施設関係者、福祉関係者、地域の活動者等と連携し、障害の有無に関係なく誰もが楽しめる文化芸術プログラムを開催するとともに、情報保障を行った文化芸術プログラムの開催を通じて、市町の文化施設等が、誰もが楽しめる文化芸術プログラムを企画・運営するノウハウの習得を促進する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

## 4 事業の内容

本事業では、次の（1）および（2）の取組を実施する。

### （1）誰もが楽しめる文化芸術プログラムの開催

県内4地域の文化施設において、障害の有無に関係なく誰もが楽しめる文化芸術プログラムを開催する。

#### ア 東近江地域

事業内容：障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演の開催

公益財団法人東近江市地域振興事業団（以下「東近江事業団」という。）が行うミュージカル公演において、障害の有無に関係なく誰もが楽しめるよう情報保障を行うこと。

公演時期：令和8年1月31日（土）の1公演、2月1日（日）の1公演（予定）

（公演時間2時間程度）

公演場所：東近江市立八日市文化芸術会館ホール（東近江市青葉町1-50）

業務内容：次の（ア）～（エ）のとおりとする。なお、最終的な内容については、県、財団、東近江事業団と協議の上、決定すること。

（ア）聴覚障害者のためのバリアフリー日本語字幕制作にかかる研修の実施

東近江事業団が自らバリアフリー日本語字幕を制作できるよう、研修会を

開催するとともに、東近江事業団が制作した字幕を監修すること。研修内容、研修講師については、提案による。

(イ) 障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演に伴う情報保障の実施と鑑賞マナーの緩和の実施

情報保障の実施および鑑賞マナー緩和の内容は、提案による。ただし、聴覚障害者のためのバリアフリー日本語字幕の制作にあたっては、上記（ア）で行うため不要とするが、バリアフリー日本語字幕を表示するためのタブレット端末を準備すること。

なお、ミュージカル公演の内容については、東近江事業団が企画するため、提案は不要。

(ウ) 広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。また事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。

なお、チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、東近江事業団との協議の上決定すること。

(エ) その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## イ 大津地域

事業内容：視覚障害の有無に関係なく誰もが楽しめる造形ワークショップの開催

大津市と連携し、視覚障害の有無に関係なく、誰でも聴覚や触覚などを使って楽しめるような作品を制作するワークショップを開催する。

開催時期：ワークショップ 令和7年11月1（土）（予定）

開催場所：ワークショップ 大津市生涯学習センターホール（大津市本丸町 6-50）

業務内容：次の（ア）～（ウ）のとおりにする。なお、最終的な内容については、県、財団、大津市と協議の上、決定することとする。

(ア) 情報保障を行った造形ワークショップの開催

ワークショップの内容については、提案による。ただし、視覚障害の有無に関わらず誰もが楽しめるように、聴覚や触覚などを使うなど、楽しめるプログラムとすること。

また、情報保障の実施および鑑賞マナーの緩和の内容も、提案による。

(イ) 広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。

また、事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、大津市

との協議の上決定すること。

(ウ) その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## ウ 草津地域

事業内容：聴覚障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演の開催と障害のあるアーティストの作品展示の実施

公益財団法人草津市コミュニティ事業団（以下「草津事業団」という。）が行うミュージカル公演において、聴覚障害の有無に関係なく誰もが楽しめるよう情報保障を行うこと。また、障害のあるアーティストの作品を展示すること。

開催時期：ミュージカル：令和8年3月8日（日）の1日2公演（予定）

（公演時間1時間半程度）

作品展示：ミュージカル公演日を含む2週間程度（予定）

開催場所：ミュージカル：草津市立草津クレアホール（草津市野路六丁目15番11号）

作品展示：草津市立草津クレアホール内

業務内容：次の（ア）～（エ）のとおりとする。なお、最終的な内容については、県、財団、草津事業団との協議の上、決定すること。

（ア）聴覚障害の有無に関係なく誰もが楽しめるミュージカル公演に伴う情報保障の実施と鑑賞マナーの緩和の実施

情報保障の実施および鑑賞マナー緩和の内容は、提案による。ただし、聴覚障害者のためのバリアフリー日本語字幕の制作・実施は必須とする。

なお、バリアフリー日本語字幕の表示にあたってはタブレット端末を使用すること。

（イ）障害のあるアーティストの作品展示の実施

草津市内在住または市内で活動する等、草津市とゆかりのある障害のあるアーティストの作品を展示すること。また、作品展示と併せて障害のあるアーティストも紹介すること。なお、展示する作品や紹介するアーティストは、提案による。

（ウ）広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。また事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、草津事業団との協議の上決定すること。

（エ）その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## エ 愛荘地域

事業内容：障害の有無に関係なく誰もが楽しめるモザイクアート制作ワークショップの開

催

愛荘町立ハーティセンター秦荘（以下「ハーティセンター」という。）と隣接する秦荘図書館と連携し、県民から広く写真を募集し、外出が困難な方など誰もが参加できるモザイクアート制作ワークショップを開催すること。

開催時期：写真募集：令和7年7月～8月頃（予定）

ワークショップ：令和7年9月6日（土）午後の2時間程度（予定）

開催場所：ワークショップ：愛荘町立ハーティセンター秦荘 中ホール  
（愛知郡愛荘町安孫子 822 番地）

業務内容：次の（ア）～（エ）のとおりにする。なお、最終的な内容については、県、財団、ハーティセンターと協議の上、決定することとする。

（ア）モザイクアート制作ワークショップに使用する写真の募集

モザイクアートの制作にあたり、県民から広く写真を募集すること。ただし、写真の募集にあたっては、愛荘町やハーティセンターへの愛着を深め、その魅力を再発見できるテーマを設定し募集すること。写真のテーマ、募集方法については提案による。

（イ）外出が困難な方など、誰もが参加できるモザイクアート制作ワークショップの開催

完成するモザイクアートは、90 cm×180 cm程度を想定し、5種類程度制作すること。また完成するモザイクアートの内容については提案による。ただし、愛荘町やハーティセンターへの愛着を深め、その魅力を発見し、さらにその魅力を発信できるものとする。

また、情報保障の実施や外出が困難な方も参加できる工夫についても提案すること。

（ウ）広報の実施

事業への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。

また、事業開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団、ハーティセンターとの協議の上決定すること。

（エ）その他の業務

上記業務の実施にあたり必要な業務（打ち合わせ、支払い等）

## （２）誰もが楽しめる演劇の開催に向けた研修会の開催

障害の有無に関係なく誰もが楽しめる演劇の開催に向けて、情報保障の内容や障害のある方が来場した時の対応等について、研修会を開催する。

### ア 研修会の開催

時期：令和7年秋頃

回数：1回

場所：草津市立草津クレアホール

対象者：県内演劇関係者 60 名程度

内容：研修の講師および内容は提案による。障害の有無に関わらず誰もが楽しめる演劇の企画・運営につながる内容とすること。

## イ 広報の実施

研修会への参加を促進するため、チラシを作成し、広報を行うこと。また研修会の開催にあたり、チラシ、SNS など様々な媒体で本事業の広報を行い、効果的な情報発信に努めること。広報媒体や周知方法については、提案による。

なお、チラシ等、広報物の作成、周知先については、県や財団との協議の上決定すること。

## 5 成果物

本事業の成果品として、以下を提出すること。また、事業完了後は、速やかに一連の事業の実施内容等をまとめた事業報告書を提出すること。

### (1) 事業報告書 1部

各地域のプログラムの概要、参加者実績、プログラム開催にあたっての課題や、今後、同様のプログラムを開催するにあたって工夫するべき点などを記載すること。

### (2) 作成した成果物一式（作成したチラシ、動画・写真等）

### (3) 上記データ等を収録した記録媒体（DVD-R 等）

## 6 再委託

(1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

(2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。

(3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

## 7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

(1) 業務内容の詳細および本仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。

(2) 4（1）の会場使用料は、不要とする。ただし、機材や備品等を持ち込む場合は、機材等およびそのオペレーターに係る経費について、委託料で賄うこと。

なお、4（1）ア、ウおよび（2）に係る経費は、合計6,300,000円以内とし、また4（1）イおよびエに係る経費は、合計2,000,000円以内とすること。

(3) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

(4) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。

(5) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の

発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。

- (6) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (7) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (8) 本業務に係る経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。
- (9) 本業務が、会計検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (10) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。